

## 第3章 やさしいまちづくりの基本方針

### 1. 基本理念

これまでのまちづくりでは、効率性や合理性が優先され、町民の使いやすさ、高齢者や障害者等への配慮は軽視されがちでした。その結果、誰もが暮らしやすいとは言い難いまちが多く存在する結果となりました。

川俣町では平成7年3月に策定された「川俣町活性化基本・実施基本計画」以来、「第4次川俣町振興計画」や「川俣町都市マスターplan」等の計画策定にあたり、積極的に町民参加の機会を設け、町民の声を取り入れたまちづくりを行ってきました。これにより徐々に、町民にとって使いやすく暮らしやすい町へと変化しつつあり、今回実施した「やさしいまちづくりに対する町民意識アンケート」の中でも、川俣町は「少しづつ人にやさしいまちへと変化している」と評価されています。これまでの町民参加の機会を通じて町の取り組みが理解され、まちづくりに対する町民意識が高まってきていることを示していると受け止めることができます。

今後は徐々に培ってきたまちづくりに対する町民意識を集約し、ノーマライゼーションの考え方に基づいて、社会生活を営む上で、物理的、社会的、制度的、心理的等の全ての障壁を取り除き、高齢者や障害者を始め、病気やけがをしている人、妊婦、子供、重たい荷物を持っている人等あらゆる人が利用しやすく暮らしやすいまちづくりを目指します。

川俣町やさしいまちづくり総合計画では基本理念を「誰もが安心して暮らせるまち」とし、以下のような3つの視点から基本目標を定め、やさしいまちづくりを推進することとします。

#### 【基本理念】

「誰もが安心して暮らせるまち」

#### 【3つの視点と基本目標】

(1) 都市環境の整備・改善

「誰もが利用できる施設づくり」

(2) 移動・交通環境の整備・改善

「どこにでも行ける環境づくり」

(3) 町民参加環境の整備・改善

「みんなが参加するやさしいまちづくり」

## 2. 基本目標と具体的方策の検討

前章の「問題点と課題の整理」から、「都市環境」、「移動・交通環境」、「町民参加環境」の3つの視点から基本目標と具体的方策を検討します。

### (1) 都市環境の整備・改善

#### 基本目標：「誰もが利用できる施設づくり」

##### 1) 公共・公益施設等の整備・改善

- ① 安全で利用しやすい施設づくりの推進
- ② 公共施設等の面的整備の推進

##### 2) 公園等の整備・改善

- ① 都市公園等の整備改善
- ② ポケットパーク、オープンスペース等の整備促進

##### 1) 公共・公益施設等の整備・改善

###### ① 安全で利用しやすい施設づくりの推進

多くの人が利用する公共施設については、すべての人が不便を感じることなく安全で快適に利用できる環境が理想的です。川俣町ではこのような環境を目指し、施設の整備・改善を進めています。

施設については、次頁表に掲げた人々に配慮した整備・改善を進めていくことで、病気やけがをしている人、妊婦、子供、重い荷物を抱えた人等、誰もが利用しやすい施設づくりを目指します。

既存施設については、構造上改善の困難な場合が多くありますが、これらについてはできる範囲で最善の方法を模索し対応することとし、利用者の意見を取り入れながら改善を進めています。

民間施設についても公共施設同様、次頁表に掲げた人々へ配慮した施設の整備・改善を進めていただくよう理解と協力を求めます。そのためにも先ず民間事業者の方々に「ノーマライゼーション」や「バリアフリー」の考え方を広め、本計画をアピールすると同時に、福島県の「人にやさしいまちづくり条例」を受けて、民間事業者に対して指導・助言を行っていきます。

整備・改善の視点	整備・改善のポイント
①車いす利用者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アプローチ、玄関、廊下等の段差解消</li> <li>・グレーチング、側溝蓋等の隙間、穴等の解消</li> <li>・出入口、廊下等の通行する部分の幅員、回転スペースの確保</li> <li>・カウンター、電話台、スイッチ等の高さ、構造の改善</li> <li>・カウンター、電話台、テーブル等の下部スペースの確保</li> <li>・車いす利用者も利用可能な多目的トイレの整備</li> <li>・扉の引き戸、自動ドアの導入</li> <li>・身体障害者用駐車場の確保</li> <li>・2階建て以上の施設へのエレベーター設置</li> </ul>
②下肢障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アプローチ、玄関、廊下等の段差解消</li> <li>・グレーチング、側溝蓋等の隙間、穴等の解消</li> <li>・出入口、廊下等の通行する部分の幅員の確保</li> <li>・スリッパへの履替え機会の解消</li> <li>・2階建て以上の施設へのエレベーター設置</li> </ul>
③上肢障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水栓器具、ドアハンドル、スイッチ等の操作性の向上</li> <li>・センサーによる扉、スイッチ、水飲み台等の自動化</li> </ul>
④視覚障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者用注意喚起用ブロック、誘導ブロックの敷設</li> <li>・点字、音声による誘導・案内</li> <li>・連続した手すりによる誘導・案内</li> <li>・色彩、明暗、文字の大きさに配慮したわかりやすい案内</li> <li>・盲導犬、介助犬の受け入れ</li> </ul>
⑤聴覚障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電光掲示板等、視覚による誘導・案内</li> <li>・非常時の伝達方法の工夫</li> </ul>
⑥内部障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下、階段への連続した手すりの設置</li> <li>・体を休める場所の確保(ベンチ等)</li> </ul>
⑦高齢者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下、階段、スロープ等への連続した手すりの設置</li> <li>・洋式便器の設置</li> <li>・便房、手洗い場への手すりの設置</li> <li>・視力の衰えに対する配慮</li> <li>・体を休める場所の確保(ベンチ等)</li> <li>・わかりやすい誘導・案内</li> </ul>
⑧知的障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひらがなやピクトグラム(絵文字)、色による誘導・案内</li> <li>・案内表示の統一化による混乱防止</li> </ul>

## ②公共施設等の面的整備の推進

歩道や敷地内の段差解消や視覚障害者用注意喚起用ブロック、誘導ブロックの敷設は、人が通るところすべてにおいて連続していることが重要です。特に公共・公益施設が集中する地区や商店街などでは、各施設の整備・改善を進めるだけでは、誰もが利用できる施設ではあるものの、道路と敷地との間に段差があったり、車いすで入ることができなかつたり等という中途半端な整備になりかねません。

このような視点から川俣町では特に施設の集中している地区について、各施設、歩道、車道、駐車場、休憩スペース等を含めた広い意味での一体的整備を推進します。

○役場、中央公民館、ふれあい福祉ゾーンの一体的整備

○公益的施設の集中する中心商店街の一体的整備

## 2)公園等の整備・改善

### ①都市公園等の整備改善

川俣町の中心部の小高い山には、町のシンボルでもある小手姫像や野外音楽堂等のある「中央公園」があります。しかし、以前から公園までの坂道がきついため、小さな子供や高齢者等が利用しづらいという声が多く挙がっていました。

また町民意識アンケートからは、段差の多さや公衆電話がない点、遊具が少ない、洋式トイレがない等といった指摘がありました。

町を見渡すことのできる中心部の公園を町民の憩いの場として、多くの方に利用していくだけのよう、段差の解消や公衆トイレの改善、遊具の設置等により魅力づくりを行い、利用促進を図ります。

○中央公園の改善と利用促進

### ②ポケットパーク、オープンスペース等の整備促進

障害者や高齢者等が外出する時に気軽に休憩できる場所として、空地などの有効活用によるポケットパーク等を整備します。整備にあたっては、利用者が自由に、かつ安全に移動できるよう配慮すると共に、敷地外との連続性、他のポケットパークや公共・公益施設等との連続性を確保することで、より有効な活用が可能となります。

○町なかのオープンスペースの有効活用による憩いの場の提供

## (2) 移動・交通環境の整備・改善

### 基本目標：「どこにでも行ける環境づくり」

#### 1) 道路・交通環境の整備・改善

- ①歩行者の安全性の確保
- ②ゆとりある歩行者空間の創出
- ③安全な道路の整備
- ④交通安全教育の徹底

#### 2) 公共交通について

- ①バス利用環境の充実
- ②町内コミュニティバスの早期運行
- ③高齢者、障害者向けの交通手段の充実

#### 1) 道路・交通環境の整備・改善

##### ①歩行者の安全性の確保

各種施設へ徒歩や車いすで移動できる生活圏域内の連続した十分な幅員の歩道の確保、段差の解消等による安全な歩道整備を目指します。

一般に交通弱者と呼ばれる車いす利用者や視覚障害者、身体の弱った高齢者、子供たち等が安全に通行するためには、歩道の整備が必要不可欠です。しかし町内の多くの道路は狭あいで、現状では側溝の上が歩道代わりになっている道路も少なくありません。

町民からも長年にわたって歩道の整備を求める声が多く挙がっています。特にスクールゾーンや公共施設等の集中する地域では、横断歩道や音響式歩行者用信号機等もあわせて整備する必要があります。

また、積雪時に除雪された雪が歩道上に高く積み上げられており、歩行者が車道を歩かなければならぬ現状もあるようです。

○歩車分離

○十分な幅員のある連続した歩道の確保

○段差の解消

○音響式信号機の設置

○横断歩道の適正配置

○スクールゾーンの安全性の向上

○除雪作業による残雪処理の改善

##### ② ゆとりある歩行者空間の創出

○ポケットパークやベンチの設置による潤いある歩行者空間の創出

### ③安全な道路の整備

狭い道路や見通しの悪い交差点等の改善により道路の安全性を高めます。

また、冬期道路の凍結によるスリップ事故が発生しやすい箇所については、早急に改善する必要があります。

○交差点等の危険箇所の改善

○冬期凍結防止策の徹底

### ④交通安全教育の徹底

高齢者や子供、車の運転者、自転車での通行等、さまざまな立場から交通環境を見直し、安全確保のため交通安全教室等を開催します。

○安全教育の徹底

## 2)公共交通施設等の充実

### ①バス利用環境の充実

路線バスは川俣町唯一の公共交通機関です。自家用車の普及が進んでも高齢者や子供が自力で移動する手段として路線バスは欠かすことができません。しかしながら町民の間からはバス利用者の減少により運行路線、本数の減少を心配する声が多く挙がっています。

近年、バス車両は高齢者や子供、障害者等への負担が少ないノンステップバスが導入される傾向にあり、更なる車両の改善とノンステップバスの導入が期待されています。

また、バス停留所では高齢者が道路に腰掛けていたり、雨や雪の中バスを待つ姿が見られ、ベンチや風除け、屋根等の設置による改善が求められています。

○低床バス（ノンステップバス）の増便（現在7台運行中）

○バス停留所の改善

### ②町内コミュニティバスの早期運行実現

現在、老人福祉センター（いきいき荘）への送迎バスなど定期的に運行されている町内バスの利用拡大を求める声が多く挙げられています。川俣町では、病院や買物へ向かう高齢者をはじめとする交通弱者が利用できるように配慮した町内コミュニティバスの運行を検討しています。また、このコミュニティバスで現在バスが運行されていない地域を網羅し、町内の交通ネットワークを充実させます。

○ノンステップバスによる町内コミュニティバスの運行

○運行路線、停留所箇所、停留所形態の検討

### ③高齢者、障害者向けの交通手段の充実

路線バスや町内コミュニティバス以外の交通手段として、福祉タクシーの導入や送迎ボランティア等の充実が期待されます。

○福祉タクシーの導入

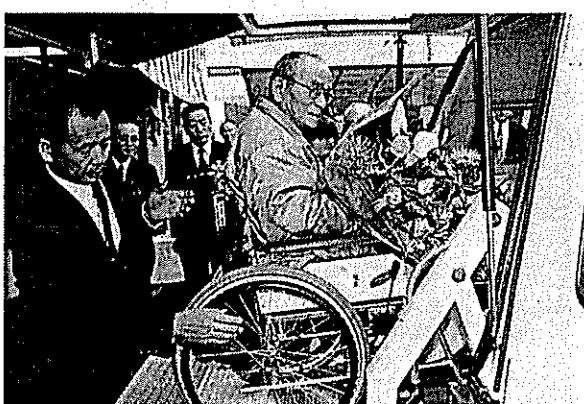
○送迎ボランティアの推奨

○ふれあい福祉ゾーンにリフト付きバスを導入

## いわきで運行開始

いわき市鉾町の「いわき市鉾町の  
福祉タクシードライブ」  
は二回、県内では初めての中型福祉タクシー  
トが付いた車いす専用車で、乗客は  
タクシーの運行を始めた。運転は  
「ふくじくん」。初乗り料金が五百  
四十円と大型車比へ割安の上、小回  
りも利いて狭い路地にも入ることができます。  
車いすに頼る身体障害者や高  
齢者は外出移動が便利になりました。

車いすで外出  
が便利に  
グレンと



県内初の中型福祉タクシーに乗車する佐藤さん

### (3)町民参加環境の整備・改善

#### 基本目標：「みんなが参加するやさしいまちづくり」

- 1)啓発・広報活動の推進
- ①市民意識の啓発・合意づくり
  - ②福祉教育の浸透・充実
  - ③身近な参加する場づくりの推進
  - ④民間事業者、設計・施工業者への啓発

- 2)支援体制づくりの推進
- ①総合的な情報収集・提供の充実
  - ②ボランティア活動の普及と連携強化

##### 1)啓発・広報活動の推進

###### ①市民意識の啓発・合意づくり

本計画が策定された後、計画を実行していくためには、多くの方々のご理解とご協力が必要です。そのためにも、計画の根幹に流れる「ノーマライゼーション」や「バリアフリー」の考え方を町民の方々に理解していただくことが重要です。健康づくり大運動会や福祉まつり等の年中行事の中で、高齢者疑似体験、車いす試乗会などを継続的に実施するなど、町民意識の啓発に努めます。

- ピクトグラムを使用したわかりやすい町内施設福祉マップの作成
- 年中行事の活用による啓発活動
- やさしいまちづくり推進懇談会の継続
- 説明会、フォーラム等の開催による合意づくり（地域住民、ボランティア団体、福祉医療関係者、民間事業者等対象）
- 広報誌、インターネット等を利用した支援体制づくり

###### ②福祉教育の浸透・充実

施設が改善・整備され、人にやさしい環境が整ったとしても「やさしいまち」としての機能はまだ十分とは言えません。全ての人々が「やさしくあたたかいこころ」を持って、困っている人に手を差し伸べることができるまちを目指して、こころの啓発に努めます。幼少期からの福祉教育の実施や高齢者や障害者との触れ合いの場づくりを学校や集会所等の身近な施設を利用して行っています。

- 幼少期からの福祉教育の実施
- 職員教育の徹底

### ③身近な参加する場づくりの推進

町民誰もがやさしいまちづくりに参加することができる環境の整備に努めます。また参加の場づくりを障害者と一緒に企画・運営する等の試みが期待されます。

- 学校、集会所等身近な施設での介助教室、手話教室等の開催
- 高齢者施設、障害者施設への訪問による交流会の開催
- 年中行事の活用

### ④民間事業者、設計・施工業者への啓発

やさしいまちづくりは、小さな積み重ねから始まります。特に建物を建築する際には、やさしいまちづくりへの配慮を欠かすことはできません。1つ1つの建物が誰もが利用しやすいように配慮された建物となるよう、民間事業者や設計・施工業者への啓発活動に力を入れ、やさしいまちづくりにご協力いただけるよう「やさしいまちづくり総合計画」の普及に努めます。

- やさしいまちづくり総合計画の普及

## 2) 支援体制づくりの推進

### ①総合的な情報収集・提供の充実

高齢者や障害者に必要な情報を収集し、提供できる環境の整備に努めます。また、今後改善され利用しやすくなった施設については、報告を速やかに行い、障害者や高齢者の外出機会の増大に努め、施設の利用を促進します。

- データの蓄積、相談
- 各施設の現況把握の徹底と情報提供
- 共用品等の紹介

### ②ボランティア活動の普及と連携強化

町内で高齢者や障害者がスムーズに活動するためにボランティアの存在は欠かすことができません。

ボランティア活動は各種団体に参加している人ばかりでなく、町民だれもが身近で困っている人を見かけたら手を差し伸べることから始まります。多くの人が介助の方法等がわからないので声をかけられなかったという体験をしています。困っている人に手を差し伸べることができるようになるための方法等を示したハンドブック等を配布し、町民誰もがボランティアに参加できる環境づくりを進めます。

町内外のボランティア組織や民間企業等と連携し、より木目細かいサービスを実施していく必要があります。

- ボランティア活動の普及
- 代表連絡会の設置

### 3. やさしいまちづくりの整備基準

川俣町では福島県の「人にやさしいまちづくり条例」及び「施設整備マニュアル」に基づき整備を実践することとし、場所柄や地域の実情に見合った整備の方向性を探ることとします。

福島県条例に係る指定施設は、面積や用途に制限があるため、町内の施設の大半は対象となりません。そこで川俣町では、「やさしいまち」はやさしい施設や道路が集まって初めて実現するものであるという考え方のもと、独自に「川俣町やさしいまちづくりルール」を設定し、用途・面積に関係なく守るべき最低限のルールづくりをすることにしました。

「川俣町やさしいまちづくりルール」の内容については、今後商工会や民間事業者、建築関係者、福祉関係者等の意見を聞きながら具体化するものとします。

また、「やさしいまちづくりルール」を実践している店舗等に対して、実践証(ステッカー等)を配布し、町民に広く浸透させる活動もあわせて行うことが重要です。

#### 川俣町やさしいまちづくりルール(素案)

川俣町にある全ての建物を対象としたやさしいまちづくりのルールです。

- ①歩行者や車いすの通行する可能性のある場所には、看板やごみ箱、植木鉢等を設置しないようにしましょう
- ②道路から敷地内に入る箇所や建物の出入口、建物内部では、できる限り段差を解消しましょう
- ③困っている人や介助が必要と思われる人には、声をかけお手伝いをしましょう
- ④ ...
- ⑤ ...

## 4. 施策体系

【基本理念】 【基本目標】 【具体的方策】

